

石巻市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項及び第10項の規定により、その結果及び意見を次のとおり公表します。

平成22年10月28日

石巻市監査委員 柴山 耕一

石巻市監査委員 矢川 昌宏

石巻市監査委員 高橋 健治

- 1 監査対象部門 教育委員会
教育総務課、学校教育課、学校管理課、生涯学習課、体育振興課、
歴史文化資料展示施設整備対策室、各公民館、図書館、総合体育
館、河北総合センター、遊楽館、各小・中・高等学校、各幼稚園
その他教育委員会所管のすべての機関、施設等
- 2 監査期間 平成22年8月25日から同年10月25日まで
- 3 監査対象範囲 平成22年度一般事務及び財務に関する事務の執行
(平成22年7月31日現在)
- 4 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 平成22年度の一般事務及び財務に関する事務の執行状況につ
いて、事務処理状況を試査したところ、一部の事務処理について
別紙のとおり指摘します。
なお、指摘事項以外の軽微な事項については、別途指導しました。
- 6 監査意見 結果報告に添える意見は、別紙のとおりです。

指 摘 事 項

(法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項)

対象部課	不適正事項	
	項目	内容
体育振興課 (雄勝 B & G 海洋センター)	行政財産目的外使用料	行政財産目的外使用許可事務において、使用料の算定を誤り、次のとおり過大に徴収していた。 行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例及び貸付料算定基準に基づき適正に算定されたい。 (内容) 指令第 4 号 誤徴収額 6, 9 6 9 円 正徴収額 5, 8 3 3 円 過大徴収額 1, 1 3 6 円
体育振興課 (にっこりサンパーク)	行政財産目的外使用料	行政財産目的外使用許可事務において、使用料の算定を誤り、次のとおり過少に徴収していた。 行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例及び貸付料算定基準に基づき適正に算定されたい。 (内容) 1 指令第 1 号 誤徴収額 9, 3 4 9 円 正徴収額 1 1, 2 2 9 円 過少徴収額 1, 8 8 0 円 2 指令第 4 号 誤徴収額 6, 4 4 2 円 正徴収額 7, 6 9 6 円 過少徴収額 1, 2 5 4 円

対象部課	不適正事項	
	項目	内容
体育振興課 (牡鹿交流センター)	行政財産目的外使用料	<p>行政財産目的外使用許可事務において、使用料の算定を誤り、次のとおり過少に徴収していた。</p> <p>行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例及び貸付料算定基準に基づき適正に算定されたい。</p> <p>(内容)</p> <p>1 指令第1号</p> <p>誤徴収額 19,579円</p> <p>正徴収額 21,538円</p> <p>過少徴収額 1,959円</p> <p>2 指令第2号</p> <p>誤徴収額 15,178円</p> <p>正徴収額 16,698円</p> <p>過少徴収額 1,520円</p> <p>3 指令第3号</p> <p>誤徴収額 19,358円</p> <p>正徴収額 21,296円</p> <p>過少徴収額 1,938円</p>
雄勝公民館	行政財産目的外使用料	<p>行政財産目的外使用許可事務において、使用料の算定を誤り、次のとおり過大に徴収していた。</p> <p>行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例及び貸付料算定基準に基づき適正に算定されたい。</p> <p>(内容)</p> <p>指令第3号</p> <p>誤徴収額 4,100円</p> <p>正徴収額 3,936円</p> <p>過大徴収額 164円</p>
総合体育館	行政財産目的外使用料	<p>行政財産目的外使用許可事務において、使用料の算定を誤り、次のとおり過少に徴収していた。</p> <p>行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例及び貸付料算定基準に基づき適正に算定されたい。</p>

対象部課	不適正事項	
	項目	内容
		(内容) 指令第2号 誤徴収額 16,539円 正徴収額 16,767円 過少徴収額 228円
遊楽館	行政財産目的外使用料	行政財産目的外使用許可事務において、使用料の算定を誤り、次のとおり過少・過大に徴収していた。 行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例及び貸付料算定基準に基づき適正に算定されたい。 (内容) 1 指令第1号 誤徴収額 18,368円 正徴収額 18,422円 過少徴収額 54円 2 指令第2号 誤徴収額 8,584円 正徴収額 8,610円 過少徴収額 26円 3 指令第3号 誤徴収額 16,971円 正徴収額 17,021円 過少徴収額 50円 4 指令第4号 誤徴収額 16,971円 正徴収額 17,021円 過少徴収額 50円 5 指令第5号 誤徴収額 13,177円 正徴収額 13,216円 過少徴収額 39円

対象部課	不適正事項	
	項目	内容
	6 指令第6号	
	誤徴収額	277円
	正徴収額	236円
	過大徴収額	41円
	7 指令第7号	
	誤徴収額	409円
	正徴収額	349円
	過大徴収額	60円
	8 指令第8号	
	誤徴収額	423円
	正徴収額	360円
	過大徴収額	63円

監査結果報告に添える意見

意見の内容

○ 備品管理について

今回実施した定期監査において、使用不能となった備品や老朽化した備品を長期間保管しているため、整理整頓が行き届いていない部署が見受けられた。

使用不能備品については、速やかに廃棄又は売払い処分をされたい。

老朽化した備品のうち使用見込みのないものについては、効率的な使用、執務・保管スペースの確保、事故防止等の観点から、他の部署への保管転換又は廃棄若しくは売払い処分をすることを検討されたい。

特に、学校や公民館などの施設においては大量の備品を所有しており、その管理に苦慮している状況もうかがえるので、廃棄基準を定めるなど、各学校、施設等に対し使用不能備品等の積極的な処分を指導し、適正な備品管理ができるよう努められたい。

また、学校及び公民館で保管している16ミリ映写機材及びフィルムで使用頻度が低いものは、視聴覚センターに保管転換し、視聴覚センターにおいて一元管理することも有効であると考えられるので、使用実態を把握の上、一元管理化について検討されたい。